

消費者啓発・トラブル情報 ⑥⑧

子どもなら、なおさら欲しい携帯電話ですが……。

相談事例

【事例1】(10代 男性)携帯電話が欲しくて親に内緒で販売店に行き、話を聞いているうちに契約してしまったがやっぱりやめたい。契約には親の同意書が必要と言われたので、店員に言われるまま自分で書いた。

【事例2】(50代 男性)未成年の息子が、ひとりで販売店に行き、友人の書いた親の同意書で携帯電話の契約をしたようだ。自宅に契約書が届いたので初めて知った。契約を取り消せないか。



お答えします

携帯電話を購入するときは通常自ら店舗に出向いて購入しますので、この場合はクーリング・オフ(契約を無条件解約できる制度)の適用はありません。しかし、契約時の年齢が20歳未満の人が契約をするときは原則として法定代理人(親権を有する者、大抵は親)の同意が必要となります。このため、販売業者が未成年者と契約しようとするときは必ず親の同意書の提出を求め、さらに親同伴での来店でないときは自宅に電話するなどの確認を行っています。

ところが、販売業者の中には【事例1】のように未成年者本人に親の同意書を書かせる悪質な店員が少なからずいるようです。このケースでは、販売業者が販売方法に問題があったことを認めて「契約の取消し」となりました。「取消し」をすると契約時にさかのぼって、最初から契約がなかったこととされますので、代金等の支払い義務はなくなり、すでに未成年者本人が支払った代金等があれば返還を求めることができます。

ただし例外もあります。【事例2】のように、子どもが偽造した親の同意書を提示して契約した場合は「詐術(さじゅつ)」になり、未成年者契約であることを理由に取り消すことができなくなります。詐術とは、相手方(この例では販売業者)が事実を誤認するような詐欺的手段(偽造の同意書を提示)をとることをいいます。

また、未成年者が行なった契約であっても「法定代理人の追認」があるとその契約は有効となってしまいます。

困ったときや不安に思うことがあれば、お近くの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

■困ったときの相談窓口は…

7月より本庄市との協定により、本庄市でも相談できるようになりました。

◆上里町役場「消費生活窓口相談」 [産業振興課農政商工係内 ☎35-1232内2533]

(毎週金曜日、午前9時30分～正午・午後1時～3時30分)

◆本庄市役所「市民相談室」 [商工課 ☎25-1175]

(毎週月・木曜日、午前9時30分～正午・午後1時～3時30分)

◆消費生活支援センター熊谷 [☎048-524-0999・FAX048-525-6316]

《土・日の相談窓口》

◆社団法人全国消費生活相談員協会 [毎週土・日、午前10時～午後4時 ☎03-3448-1409]

野外でごみを燃やささないで！

～ 野焼きは法律で禁じられています ～

問合せ：町民環境課生活環境係 ☎35-1224 内1301・1302

ごみの野外焼却(野焼き)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除いて禁止されています。ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘っての焼却などの他、一定の構造基準を満たしていない焼却炉の使用についても禁止されています。付近の住民の方への迷惑やダイオキシンなど有害物質の発生の原因になりますので、廃棄物はごみ収集や資源物の分別回収に出すよう心がけましょう。

【ごみ焼却炉の構造基準の概要】

- 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく廃棄物を焼却できるものであること
- 2 焼却に必要な量の空気の通風が行なわれるものであること
- 3 外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できるもの
- 4 燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるもの
- 5 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定できる装置(温度計)があること
- 6 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること

※上記基準を満たしていない焼却炉(家庭用含む)については使用できません。

◆罰則があります

廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方に処せられます。

◆野外焼却(野焼き)の例外

- 1 震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例：災害等の応急対策、火災予防訓練等)
- 2 風俗習慣上または宗教上の行事を行なうために必要な廃棄物の焼却
(例：どんど焼き、塔婆の供養焼却等)
- 3 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる廃棄物の焼却
(例：焼き畑、畔草や下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却等、ただし廃ビニール

の焼却は禁止)
4 たき火、その他日常生活を営むうえで通常行なわれる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例：落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー、小学校の教育課程やその他の教育活動として行なわれる土器の作成などを行なう木くずの燃焼等)

ただし、例外となっている場合であっても大量の煙やにおいが出て苦情の原因になることがありますので、できるだけごみ収集に出したり、清掃センターへの直接搬入をお願いします。
やむを得ず焼却する場合は、草木をよく乾かし、ご近所の理解を得て煙がなるべく出ないよう少量ずつ焼却するなどの配慮をお願いします。苦情が出た際は速やかに止めてください。



生ごみ処理容器等の補助金USJN

家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源を促進するため、生ごみ処理用容器等を購入する町民の方(事業所を除く)に補助金を交付しています。

購入先については、「生ごみ処理容器」は、埼玉ひびきの農協上里営農経済センター、「生ごみ減量化機器」は、上里町商工会に登録されている販売店になります。

購入される前に必ず「町民環境課生活環境係」まで申請をお願いします。購入後の補助金申請はできません。

◆補助金額等については下記の表のとおりです。

容器等の種類	補助金額
生ごみ処理容器 (通称:コンポスター)	購入額の1/2 (上限 3,000円)
生ごみ減量化機器 (電気式生ごみ処理容器)	購入額の1/2 (上限 20,000円)

ISO14001推進事業

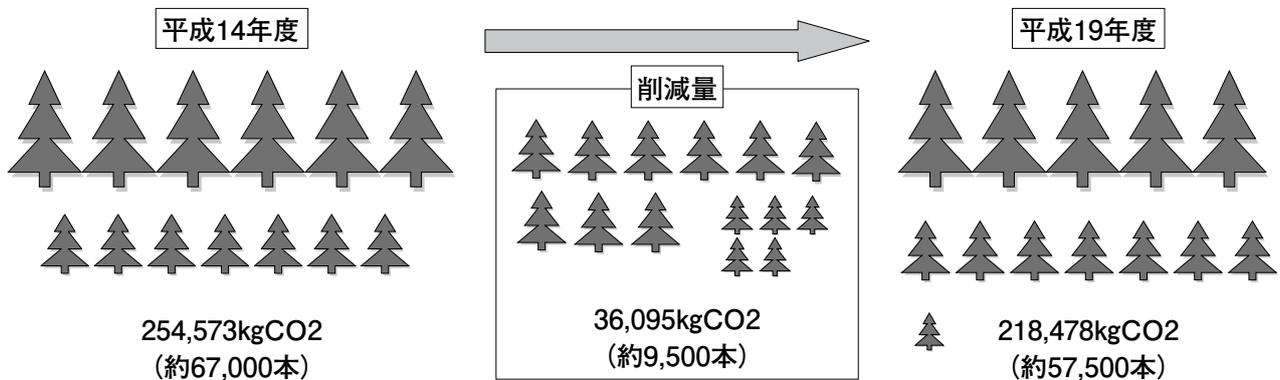
上里町役場における『環境に配慮した取り組み』の成果を発表します

上里町役場では、平成15年12月にISO14001に基づき環境問題に取り組む体制を構築しました。日常事務を行う上においても環境負荷を削減するため、節電・節水・紙使用量の抑制などで日々努力しています。その結果、以下のような成果をあげることができました。

●実績	項目	平成14年度	平成19年度	削減量
	電気使用料(kwh)	729,888	661,560	68,328
	可燃ゴミ排出量(kg)	8,656	3,270	5,386
	CO2換算(kg)	254,573	218,478	36,095

●CO2(二酸化炭素)削減効果

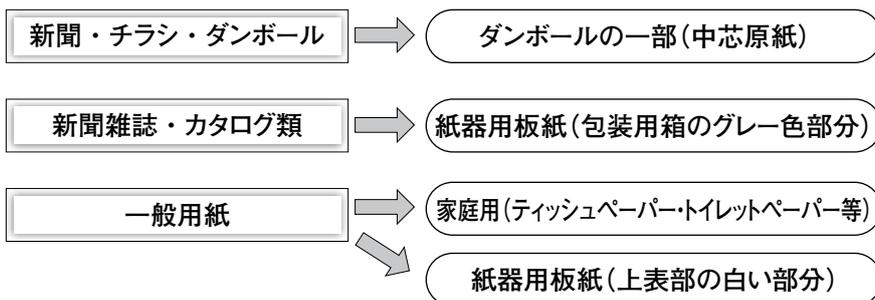
平成14年度には本庁舎で行われた日常事務活動により、254,573kgの二酸化炭素が発生しました。これを杉の木(50年生杉、高さ22m)で吸収しようとする、約67,000本も必要となります。これが平成19年度では、電気使用量、可燃ゴミ排出量削減に取り組んだことにより、二酸化炭素発生量を218,478kg(約57,500本分)にまで削減することができ、比較すると約9,500本分の削減効果をあげることができました。



●リサイクル

保管年限を経過した文書(4,966kg)をはじめ、一般用紙(3,340kg)、新聞(655kg)、雑誌・カタログ類(4,185kg)、ダンボール(1,189kg)等、合計14,335kgを可燃ごみとして焼却せず、再資源化しました。

◆リサイクルの流れ◆



古紙1tを再生利用することにより、立木20本(樹齢約20年)を伐採せずに済みます。
上里町役場では、用紙の再生利用により立木約287本分の伐採を防ぐことができました。

～上里町役場では、引き続き環境に配慮した取り組みを行なっていきます～

図書館・郷土資料館だより

☎34-0455 159

蔵書検索ホームページ

http://www.lib.kamisato.saitama.jp



町立図書館からのお知らせ

『一度観てみたい、
もう一回観たい!』
映画を上映します。

8月17日(日)

午前11時『注文の多い料理店』

(23分)

午後2時『はだしのゲン・涙の爆発』

(123分)

8月24日(日)

午前10時『アルプスの少女ハイジ』

(107分)

午後2時『典子は今』

(117分)

みんなできてね!

◆子どもシアター

日 時…8月9日(土)、午後2時

作品名…アニメ『10びきのかえる』

(20分)

◆くまさんのポケット

日 時…8月13日(水)、午前11時

8月27日(水)、午前11時

◆お話し会(カッコの会)

日 時…8月16日(土)、午後2時

◆お話し会・のはらタイム

(のはらくらぶ)

日 時…8月23日(土)、午後2時

図書館カレンダー 8月

(●印は休館日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	●4	5	6	7	8	9
10	●11	12	13	14	15	16
17	●18	19	20	21	22	23
24	●25	26	27	28	29	30
●31	●9/1					

○開館時間変更

7月1日から8月30日まで開館時間は午前9時～午後6時までです。

夏休み、子どもを犯罪から守るには…

夏休みは、子どもが遊びに出かける機会が増えます。犯罪にあわないために次のことについてご家庭で話し合ってみましょう。

①一人にならないようにする

子どもが犯罪に巻き込まれるケースで多いのが、周囲に大人の目がなく、一人で遊んでいる場合です。

②外出するときには、必ず行き先を聞く

出かけるときには黙って行かせずに、『だれと』『どこで』『何をするか』『何時に帰ってくるか』を言う習慣を身につけさせるようにしましょう。

③知らない人にはついていかない、怖い目にあったら大きな声を出すことを教える

『困っている、助けてほしい』『いっしょにゲームをしよう』などと言葉巧みに声をかけられると、子どもは思わずついて行ってしまふことがあります。知らない人には絶対についていかないように、よく教えてください。危険を感じたときには、大きな声で助けを呼ぶのが効果的ですが、いざというときには声が出せないものです。ふだんから、大きな声を出す訓練などをさせるとともに、防犯ブザーも持たせましょう。

④毎日、何があったかを話し合う

危険な目に遭っても、しかられることを怖がって被害を黙っている子どもがいます。家に帰ってきたら、子どもの様子に気を配りその日にあったことを話し合うようにしてください。何でも話ができるよう、日ごろのコミュニケーションが大切です。



かみさと文芸

このままの 吾で生きたし

蛸牛 かたつむり

青木 靖政

この頃の社会情勢をみていると、秋葉原事件のようなことが現実にも起きる時代である。この世の中、不安と不満だらけと思う時もあるが、作者はあの遅々とした歩みの蛸牛に目をやるのである。かたつむりは、二対の角を持ちそこに眼はあるが、視力はなく明暗を知るだけという。かたつむりになぞらえて焦らずに自分の人生を見つめているような感じがする。

八年目 柿の花咲き 庭映える 渡辺 実
 あじさいや 姿みつめて 花談義 池田 勝鋭
 老鷲に 元気もらって 箱根道 亀田 博文
 田植え終え 夜は琴弾く 妻のあり 飯島 輝雄
 十葉を 吊るして納屋の 真くらがり 星野 素枝
 積乱雲 膨らみ合へる 土用灸 金井 徳夫
 麦秋や 見えねどランドセルの音 須賀サカ江
 十葉を 引きし手夜まで 匂いけり 松島 良子
 いただいた 小梅上手に 茶のうまさ 清水 隆枝